

## 中国近代ギルド研究の論点

著者	林原 文子
雑誌名	研究論集
巻	84
ページ	157-171
発行年	2006-09
URL	<a href="http://doi.org/10.18956/00006250">http://doi.org/10.18956/00006250</a>

## 中国近代ギルド研究の論点

林原文子

### 要旨

欧州のギルドは政府の認可の下に設置され、法規を遵守すると同時に政府の保護を受けていたのに対し、中国のギルドは、徴税の請負、警察機能の代行を除いて政府との関わりはほとんどなかった。では、中国のギルドはその対内的対外的統制力はどのような権威に由来するのか。中国各ギルド内には裁判権等ギルド規約の絶対的拘束力が認められ、規約の拘束は商品の販売価格、販売量、販売先、度量衡および職人・徒弟数（経営規模）にも及んでいた。このようなギルド統制力は、除名を最後の手段とする制裁の実行によって保証されていたのである。除名された者は衣食の途を失い、生命の危険にさらされる。制裁が機能するには対内的に、各ギルド内部で競争を排除し成員の平均的生存条件を維持するという共通認識があった。対外的には、各ギルドの事業独占が必須であり、規約内に事業独占の方法を明記したものがあつた。少なくとも清末まではギルド統制が機能した所以である。

キーワード：ギルド統制、ギルド裁判権、規約違反への制裁

### 一、はじめに

中国ギルド（商業、手工業者の組合）の研究は、19世紀末20世紀初めまで、寂寞たるものであつたが、嚆矢として、D・J・マクゴワンが1882-4年の *China Review* 誌上に、“Chinese Guilds and their Rulers” を発表し、ついで1886年、R・A・S 誌上に、“Chinese Guilds or Chambers of Commerce and Trades Unions” という表題の下に中国ギルド論を公にした。二十余年を経て1909年には、H・B・モースが *The Guilds of China* を世に送り出した。モースはマクゴワンを最大の権威として参照し、ヨーロッパのギルドと中国ギルドの比較を旨としている。<sup>1)</sup> 小稿ではこの H・B・モースの著書と、貴重な提言をしているのにあまり注目されてこなかつた清水盛光「旧支那に於けるギルドの勢力」（1936年）、および根岸信『支那ギルドの研究』（1932年）の論著が、何を論点としてどのような見解を述べているかを整理しつつ、当時の研究者の目で分析したギルドの実態を把握し、今後の研究の基礎としたい。

## 二、古典的研究から見たギルド統制

当時のギルドをモースがどう見ていたか、ギルドと政府との関係および、ギルドの基本的な特徴であるギルド統制（とくにその裁判権）について、モースの著書から一部引用してみよう。英国では、結局、組合、組合員、その商業のすべては法律の支配下に帰することになっていたが、「支那の組合（ギルド）は決して国家の法律の下にあることはなかった。彼らは法律の外に発達し、団体として決して民法を認めようともせず、又その保護を求めようともしなかった。政府も亦組合で取引される商品の徴税を請負わせる他は殆ど組合を認めようとはしなかった。……彼らは民主的自治体として発達し、その裁判権も自分らの創業で、当局から委任されたというわけではなく、又当局に管理されることも回収されることもなかった。組合員に対する裁判権は絶対的なもので、委任されたとか特許されたとかいうためではなく、支那人の特色たる社会の共同力、個人の強圧といった性質からきたもので、その実施の方法もある組合では次の様にきめている。『組合員に金銭上の紛争が生じた場合（事実はその他の争いでも）両者の言い分を組合集会の仲裁裁判に提出し、そこで十分解決するまで努力し、しかも解決できなければ始めて当局へ訴え出る。もし原告が組合に申出ずして始めから当局へ訴えたならば、彼は一般の非難を受くべく、又将来どんな問題を組合へ訴えても、とり上げられることはなかる。』この規約はまだ穏やかな文句が使っているが、他の組合のものにはもっと露骨な、例えば『個人にしても商会（商店）にしても、一旦組合から除名されたならば、すべての取引関係は停止され、もし同情や友情からこれと取引した組合員があれば百両の罰金に処せられる』という様なものもあり、実際、同情したものもボイコットされる危険があるのである。規約の違反や組合の本分にはずれた行為に対する制裁は種々で、寺廟への灯明寄付、十人前二十人前あるいはそれ以上の饗宴、会館か寺廟での演劇開催等、かなり多額の罰金を課するが、最後の手段としては取引関係の停止とか、商業の硬直又は死を意味するボイコットの宣告等が用いられる。』<sup>2)</sup>モースが清末に把握した中国ギルドとは、政府とは没交渉に、ボイコットの宣告等を最終手段とする、独自に強力な統制力をもつ組織だったのである。

ギルド統制に関して当時の規約違反の場合の扱いを一、二例挙げてみよう。寧波の阿片組合（ギルド）の場合をみる。1884年、組合は浙江省寧波地方の阿片国内税取立を請負すなわち代償したが、その際この薬品（阿片を「洋薬」として合法化していた）を完全に統制するため、外国人にせよ中国人にせよ、輸入するものは組合員以外に売らぬ様命令した。外国商人はその国の領事に訴えたが、結局その命令に従わざるを得なかった。当時、寧波の英国領事はこれについて次の様に述べている。「ここにいる英国商人はいつも私に、もし組合員の一人が自分と組合の規定外——その方が安く買えるのだが——で取引しようものなら、きっとその組合員は放逐されてしまうといっていた。又組合員以外のものでも同様組合規約を犯せば、別にその人

が組合から法律的に縛られていなくとも、中国の組合では慣用手段たる悪辣な告訴や直接の暴力で迫害されるとも語った。」ギルド統制は、ギルド成員の範囲外にまで及んでいたのである。次にやや極端であるが、蘇州の金箔業組合の例を取り上げておこう。ある一組合員が地方官の黙許で、組合の規定を超過する多数の徒弟をある目的に使役したが、組合ではその組合員が地方官に庇護されているので慎重にし、咬んで殺したのは死罪にならないとの言い分から、百二十人の組合員はその一人を、一々咬んで唇と歯を血に染めなければその場を立ち去ることが許されず、終にその反逆者は殺されてしまったことがある。<sup>3)</sup> 規約違反に対する統制の厳しさは、直接的暴力でギルド成員を死にも到らせるものだったのである。

ギルド統制は裁判権の行使、規約違反への処罰のほか、日常的には、商業上の統制が行われた。英国のギルドの場合は、初め封建諸侯から、後には王や市役所から特権を賦与するという特許状を獲得し、その特権も要するに理論上、又實際上それを許可したものの実権を代行するに過ぎなかったという。市の場合を例にとれば、市の役員が市場に絶対権力を振るったもので、何時でも市民にも外来者にもその貨物を市場に出すことを命じ、売り惜しみせぬ様手持品のあるだけを調べ上げ、又その品質如何を公表させ、その上衡器の決定すなわち秤をきめたり、その使用料をとったりする権利をもっていた。ただし、特権を賦与する市役所等が、商品流通量、品質保持、度量衡の標準の決定を監視していたのであるが、その最後の権利はギルドに委ねられ、ギルドの有力な武器となった、という資料も残っている。1348年に作成された帽子商組合の規約では、第一条に「(ギルドの) 六人の正当な人物が取引の統制をすることを宣誓する」と明記している。この様な規約はほとんど総てのギルドに同様に行われたという。<sup>4)</sup>

中国の政府はただ、課税と警察との事務だけを司り民間のその他の方面には関心がなく、商業界への干渉は官吏の個人的利害に動かされるのでなければ、ただ倫理的な原則を守るだけで経済的な又は商業的な基礎というものはないのである。それで商業ギルドも政府とは関係なく独自に発達し、自分で組織を作り上げ、自分で規約を考え出し、自分の目的に進んでいった。中国のギルドは政府や市役所の支持がない代わりに束縛もなく、まったく権力の背景なくギルド独自にその活動を続けることが出来た。ギルドのもつ商業上の規制の一端を抜き出してみよう。梧州（広西チワン族自治区）の阿片ギルドの規約では、ギルド成員でなければ阿片の販売を許さず、これを犯せば一箱二両の罰金を課し、若し短時日、非ギルド成員がその店内用売品の阿片を置きたければ、その権利に対し一箱〇・三両を（ギルドに）納付せしめる。又阿片の秤および銀を受取るときの秤を規定し、かつ阿片を市場に出すか否かは、ギルドにだけ絶対認定権があることも約定されている。温州（浙江省）の製粉業ギルドの規約では、ギルドが毎月、小麦粉の値を決定し、ギルド員は自分の小麦以外は碾いてやらないこと、通常ギルドで決めた秤器を標準とすること、普通の購買者には割引しないこと等が、決められている。<sup>5)</sup> 販売量の規制、価格の統制、度量衡の標準の決定はすべてギルドが支配し、違反行為にはこの面でも罰

則が伴っていたのである。度量衡の標準の決定をとってみても、英国では市役所が度量衡の標準を定め、一般に施行することになっていたが、中国では政府が商業の取締りに当らなかったため、各ギルドが秤量を決め、ギルド員各自がこれを指導しその標準の維持に務めたのである。その結果、中国ではどこの町でもギルドが存在するだけ、同数の標準が行われることにもなった。以上の抜粋は、無数のギルド規約の中で大体典型的なもので、結局一様に、中国のギルドはみな互いに利害が衝突するものを、ギルド員だけの利益を守るために完全な団結を要求し、又一様にその規約は死文字ではなく、実際に強制力を持っているのである。その結果、個人に対する多数人の横暴となり、その統制組織は自然に企業のコトか個人のコト独創のコトかを妨害することになる。しかしその組織は又当時の中国の社会の特質に適合したものであったから存在しえたのである。すなわち当時、政府の法制上の保護がない中で、各ギルド内部成員の平均的生存条件を維持し、競争を排除するために必要な規定であった。

### 三、清水盛光のギルド研究の視角

マクゴワン、モースの研究より遅れて、ギルド、商会研究の泰斗、朱英が「中国行会史研究的回顧与展望」<sup>6)</sup>の中で絶賛するギルド研究が、日本人によって世に問われた。清水盛光の長文の論文「旧支那に於けるギルドの勢力」(1936年)<sup>7)</sup>である。清水の研究は全面的で且つ、中国ギルドの起源を探索し、中外ギルドを比較し、ギルドと政府の関係、ギルド内部の上下関係等多くの問題について独自の見解を提出している。

起源の面からは、中国古代に溯り都市の成立と関連付けて、ギルドの起源を探ろうとしている。「凡そギルドは都市といえる地盤の上のみ台頭する。ギルドは都市の発達に伴い、都市に定住せる商工業者の種類によって特化せるところの自由合同として発生するのである。合同の主たる目的は、商工業上の共同の便宜利益のために協力せんとする点にある。すなわちギルドは、内部に向っては労働の規制を、外部に対しては独占を要求することによって、初めてその職能を発揮する。」<sup>8)</sup>また、「前述の如く、ギルドは都市の土台の上に生起するが、都市は農業労働の増進せる生産力の所産である。尤も、一定の発展段階に達したる農業生産力が商工業を発生せしめるには、農村の欲求、特に官僚国家の欲求が必ず前提されねばならぬ。しかしこれらの諸契機は、商工業の、従って又都市の発生ならびに発達の原因であり得ても、決してギルド結成の原因ではない。ギルドは同業商人もしくは同職工民の営む経済生活の内在的必然によって形成される一個の目的、社会的結社であって、支那の商工業者は、商工業の著しい発展に連れて、あるいは都城に集って市を成し、あるいは経済的都市を組織すると共に、次第に共同利益を追求して組合組織を持つに至ったのである。」<sup>9)</sup>都市の発生が前提ではあっても、ギルド結成の原因は、経済生活の内在的必然によること（他の一部論者のいうような官憲の圧迫

に対する抵抗が主たる原因であるというような外在的原因でなく)、それが商工業上の共同利益の追求という目的をもつという目的結社であるという指摘に留意して、ギルド分析の切り口として注目しておきたい。

つぎに政府との関係をも含めて、中国ギルドの勢力について取り上げよう。「ギルドの勢力は、全体社会におけるギルドの地位、ならびにギルド自体の機能と組織とに従ってその種類を区分することが出来る。すなわち、第一は国家権力に対する力の関係である。これはギルドの政治的勢力の有無あるいは強弱の問題として取り上げられる。第二はギルドの経済的勢力である。経済的結社としてのギルドは、自己の団結力を用いて諸々の産業政策を遂行するが、この政策が如何なる程度、如何なる範囲にわたって実現されているかが、この場合の問題となるのである。」「換言すれば、外部に対するギルドの組織化力と、すでに組織されたギルドの内部における統制力の問題である。」清水はこの機能を「外部に対するギルド化過程および内部におけるギルド化過程に現れる力の作用である」とみる。「第三は、ギルド組織の内部に存在する上下もしくは支配従属の関係である。商業ギルドの単位は個人にあらずして商店であり、手工業ギルドの成員は原則上親方と職人にかぎられているが、個々の店舗ならびに職場の経営はすべてギルドの統制下にあり、従ってそれらの内部に見出される支配服従の関係も、ギルド組織そのものの一環子として取扱われねばならぬ。」<sup>10)</sup> 中国ギルドの勢力は、対外的対内的統制力の有効性にかかっているのである。要するに清水の見解は、「支那のギルドが、支那社会の一特性たる国家権力の強大に基づいて西洋における程の政治的組織を自ら形成するに至らず、しかもその際、支那固有の血族主義と郷党主義とがギルド勢力の政治行動を阻止する消極的因子として作用しているのに反し、他の一つの支那特性たる自治的精神がギルド本来の機能を十分に発揮せしめて、経済的勢力の獲得に導いたものと考えたいのである。」<sup>11)</sup> 国家の絶対専制主義と庶民階層の自治的精神とがなぜに矛盾なく並存しえたのかについて清水は触れていないが、ここでは中央から官僚を派遣する末端行政組織である県衙門（役所）を境とする、徴税と警察機能を除いたすべての面における相互の不干渉という歴史的経過にひとまずその理由を求めておきたい。

ギルド内部の統制力の特徴に関わる裁判権について、少し話を具体化しよう。「西洋のギルドは最初から国王および領主の種々なる積極的保護を受け、諸々の市場特権を享有していたが、のち商工市民がその代表者を裁判所に送るに及んで、次第に司法権への参与の機会を捉えた。……それ故に市民階級のかかる司法権への公然たる参与は、市民特権の異常なる発展の第一歩を画するものである。のみならず、行政、司法の十分分離していない当時においては、司法権の獲得は同時に行政権への参与をも意味しており、ひいては旧政治権力からの市会の解放、都市自治権の確立を予約するものである。かくして市民は、個々の身分的自由のみならず、更に広汎なる組織的自由をも取得するに至ったのである。」<sup>12)</sup>

一方、「支那にはギルド裁判が存在したけれども、西洋ギルドの、参加し自ら構成したような都市裁判は、かつてその類例を見ない。而してギルド裁判は、個々のギルドによって行われる集団統制のための一制裁手段であった。モースは『成員に対するギルドの裁判権は絶対的である。しかしそれは特許や委任によって生じたものでなく、社会的団結力と支那人種の特性たる個人抑制の結果である』と述べているが、ここで重要なのは、ギルドの刑罰が如何なる程度に絶対的であったかだけでなく、ギルド裁判がギルド自治の一面における現われである、と解されている点である。」<sup>13)</sup>

後にも出てくる清水のいう「支那特性たる自治的精神」というのは、文脈から判断するに、むしろ西洋的民主主義の「自治」の意味ではなく、中国郷村内部、都市におけるギルド組織内部の「政府の干渉を受けない下での領袖による自治的統制」という意味の「自治」と解せられる。ギルド裁判は、ギルド自治の一面として、ギルド内部に対して集団統制のための制裁手段として機能していたのである。中国ギルドにおける自治は、自律的統制を主たる要素とするものであるが、この統制が完全に行われるためには、規約の違反者に対する制裁の実行が必要であり、ギルド裁判は当時の状況下で有効に機能したといえる。

つぎに、ギルドが、商工業上の共同利益の追求という目的をもつという目的結社であることに着目して、日常のギルドの経済政策とその統制力について見ておきたい。ここで問題としようとするのは、「個々のギルドが平常、その職業政策を遂行する上において如何に成員を統制し、また如何にギルド外の同業者に対する独占・内部の結束を確保し得たか、の意味におけるギルドの経済的勢力、換言すれば経済的統制力の問題である。」<sup>14)</sup>

中国は西洋と比較して、都市政府によって強制された、「生産の統一性」の欠如、すなわち、「共同的原料注文」がないこと、一般的な品質の統一がないこと、および見習い職人数を限定しなかったこと等を示す見解（ウィットフォーク）も確かにある。しかし、「メーボンは、上記の支那ギルドの弱点（都市政府による強制力がない点）とみなしたところに、かえってその力の源泉をみとめている。何となれば、彼は、支那ギルドが政治的権力と何等の関りを持たず、専ら経済的行動に終始した点から、ギルド内部における統制と権威と連帯の強さと、そして外部に対する独占の効果性とを理解しようとしているからである。」<sup>15)</sup> 事実、個々のギルド内部では、さきに見た、蘇州の金箔業組合がある組合員が規定した徒弟数を超過して使用し、罰則として死に到らしめられた典型的な例があるように、職人・徒弟数は基本的に限定されていた。英国では十五世紀には以前より直接的に一人とか二人とか三人とかいった親方の組合内の地位に応じた人数の制限、或いは各職人二人か三人に対して徒弟一人といった人数を定める様になった。中国においても同様に徒弟に対し多くの組合は厳格にその数を制限する。あるものは仕事の見習いは組合員の息子が甥だけに限り、又奉公の年限も三年ないし五年で、一般に年期奉公を完了しなかった者を雇う親方はいない。例を挙げれば温州（浙江省）の絹の機織・

染色組合はその典型的な規約をもち、どの店も一人以上の染色徒弟は置かず、又織る方も三台の織機に二人の徒弟とすることが規定されていた。<sup>16)</sup>また、顔料業（建築物をぬる塗料の商人）は共同仕入れを行っていた。「顔料業は、ギルドに入らぬ同業には、商品を卸さない。このギルドでは商品の共同仕入れを行うのであって、商品が四川、湖南等遠隔の地にあり、そこで仕入れて北京へ運ぶ場合の如きにあつては、商品を北京へもたらす全コースを一人の商人がやりとげることはむづかしい。ギルドではこの仕入れの全コースを行うのであって、その仕入れ分配の利益を享受するものは、ギルド成員のみである」とする。<sup>17)</sup> 盛行すなわち染物業ギルドにあつても、染料について共同仕入れを行なつた。

さらに、ギルド内で品質の統一、すなわち製品の標準化、品質協定について、第一に、金属を合鑄する如き手工業における品質の監査、第二に、新様式を広く招来せしめるための意匠特権の規定（絹織匠ギルドや金属商ギルドは、意匠特権の特殊利益を成員の一部に独占せしめなかつた（ギャンブル）、そして第三に、品質の種類による価格率の協定等、各種の方法によつて行われたことを知り得るのである。<sup>18)</sup> 品質の統制については、根岸佑によれば「染物組合は藍、絨毯組合は羊毛、絹織物組合は生糸という風に一定したる善良なる原料品を使用すべきことを規定し、帽子屋、鉄瓶屋の組合においては、綿密に定められた規格に従い品物を製造すべき規定がある。ことに金店、銀樓組合においては、各組合員にその製造に係る金銀器に特定の型の文字（商号の刻印）を記入してその責任を負うべきことを命ずる外、各組合員をして相互に偽造品を摘発させることにしている。」<sup>19)</sup>

価格協定に関しても、『支那経済全書』（1907年）<sup>20)</sup> 所載のギルド規約は、そのほとんど半数が価格協定に関する条款を含んでいる。一、二の例を引けば、弾綿業行規に、「公同時価、不得昂抬」とあり、碗業整規に、「吾業同公議定価目、不得私自減售」とあり、また金銀玉店整規には、「我業金銀定価、同行均歸一律、不得私自増減」と見えている。<sup>21)</sup>

中国ギルドにおける自由競争制限のための努力が、品質、価格統制および職人・徒弟数の制限、共同仕入れ・統一分配等において広く存在していたことを推知するに足る。むしろ、このギルドの権能は、全体としてのギルドの経済的勢力ではなく、個々のギルドがその成員に加える力の意味に解さなければならない。

ギルド内部における集团的統制の力は、規約の違反者に対してギルドの加える制裁の種類と程度によつて押し量られる。ギルド統制の通常の状態は、罰金、ポイコット、除名であつたと見られる。ギャンブルの挙げたのもこれと同様であつて、罰金は軽微の違反に対して、ポイコット、除名は重罪もしくは規約違反の反復行為に対して適用された。罰金刑の中には、祀廟に対する蠟燭香料の奉獻、酒席演劇の饗応、およびそれ以上巨額な金品の納入の区別がある。たとえば、粉麵店規に、「罰檀香（びやくだん）」とあり、香業行規に、「罰神戲全擡酒筵（酒席）拾席」とあり、糖幫章程に、「罰銀五百兩」とあるのがそれである。除名の場合としてギャン



ブルは、肥料商ギルドを挙げているに過ぎないが、『支那経済全書』に輯録された規約の中には、裁縫工同規の「察出駆行逐業」、金銀玉工整規の「察出公同駆逐」、香業行規の「斥逐出行、不許復做、以杜累害」等、およびこれに類似する條款が少なからず存在する。<sup>22)</sup>

中国のギルドの成員に対する経済的統制力の大きさは、すでに取り上げた諸点によって明らかにされていると思われる。清水の見解は、「事実よりの帰納は寧ろ、支那ギルドの政治的勢力の脆弱性と共に、経済的統制の強烈さを物語っている。支那ギルドに見られる政治的権力の貧困は、積極的には強大なる専制権力の圧迫、消極的には全ギルドを統括する統一戦線の未整備という二点から説明される。しかし、全体としてのギルドが何等の勢力を持たなかったということと、個々のギルドが各自の封鎖圏内において勢力を振るったということとは明瞭に区別して考えねばならぬ。私はこの二面に支那的特性の作用しているのを認める者であって、しかもこれらの特性は結局、旧社会の一般的構成原理たる割拠主義と自治的精神の二つに基づいている。而して支那ギルドを一個の社会集団と見、此の集団の生命過程を仔細に観察する者にとって、ギルドの経済的勢力を強大ならしめた積極的原因と見得るものは、後の自治的精神のみである。しかも、これは恐らく農村共同体を可能ならしめたかの自治主義と、構成的にも、又発生的にも本質的關聯を持つものであって、吾々がこれを支那的特性の究極的原理の一つと考える理由も実にここに存するのである。」<sup>23)</sup>

清水は、『支那経済全書』等に依拠し、少なくとも清末までの個々のギルドが各自の圏内においてギルド統制を実行し勢力を振るったことを確認した。そして、農村共同体を可能ならしめた自治主義を根底にすえつつ、ギルドの経済的勢力を強大ならしめた原因もその関連における自治的精神に見出した。この自治的精神の意味は先に推察しておいたが、つまるところ、農村と都市を問わず中国人が共有する同族意識と同郷意識、さらに同業意識による結合を前提に、推挙された領袖が支配圏内の共同利益を保証するため、制裁を梃子として、対外的対内的に発揮した統制を以って「自治的精神」と捉えたと解釈できるであろう。

#### 四、官憲との関係：根岸佶の説

中国ギルドと政府との関係については、関係が殆どみられないという見解を取り上げてきたが、これに関しては異説を提示する研究が一方で出されている。根岸佶は『支那ギルドの研究』（1932年）で、モースのつぎのような説をまず紹介する（一部、前記と重複する）。「イギリスのギルドは国王、諸侯もしくは市会の許諾によって成立したものである。……支那のギルドは政権より承認または特許を得たものでなく、醇乎たる民主的起源を持っているので、……支那商民は現実の租税を支払い、重大な騷擾を起さない限り、民主的、自由的生活を営むことが出来るのであって、官僚に対し唯干渉されないことを希望する。支那政府は理論上専制であ

るが、全く徴税と警察の機関に過ぎないものであるから、イギリスのように商工業方面に立ち入ることをせず、また当業者を保護することもない。したがって支那ギルドは政府と関係なく自ら組織を作り、その目的を定め、そして組合員を統制し、民主的な自治団体として発達したものである。彼等は支那法律の下に入ったことなく、法律の外に生長し、これを承認しない、又それに保護を要求したこともない。便宜上組合員の取扱う商品に対する課税を、代理取立を為す場合を除き、政府より承認せらるること稀である。」<sup>24)</sup> 清水が、「支那のギルドが、支那社会の一特性たる国家権力の強大に基づいて西洋における程の政治的組織を自ら形成するに至らず、しかもその際、支那固有の血族主義と郷党主義とがギルド勢力の政治行動を阻止する消極的因子として作用している。」一方、ギルドの経済的勢力を強大ならしめた原因は、国家の保護ではなくギルドの自治的精神である、として中華帝国の絶対専制主義のもと、中国ギルドの政治的脆弱性を指摘し、同時にギルド独自の自治精神の保持によって、国家権力とギルド経済勢力の並立を認めるのと、モースの見解とは、国家とギルドとの相互不干渉という見方で共通している。

このような見解に対し、根岸は、「余も亦かつて類似の意見を發表したことがある。然し、その後支那の古書、雜録、碑碣文字やギルドなどの記録を調査した結果、モースの意見に割引を要する点少なからず、支那ギルドも亦官憲と相当関係あることを發見した」として、官許仲立制度あるいは専売制度に足を踏み入れている。しばらく、根岸の論の展開に従おう。

「宋の熙寧五年（1072年）になって政府は京師（北京）に市易務なるものを建て、牙人すなわち仲立人の評価に依り民間の貨物を購買し時を見て売却し、天下の客商（他郷からの商人）が京師に来て、兼併家に苦しめられることを拒ぐようにした。この制度は、政府が正義な商行為に依り、公正な市価を維持しようというのであった。しかしこれは大抵観念に止まり、その実際は、……局に当る大小の官吏の私曲・不正を誘い、これがため国庫に補益なく、天下の商民を痛ましめ、官吏をして独り富ましめる結果となって、その弊が甚だしいので、一時行われても永続せず遂に廃止せられ、牙行制度なるものがこれに代るに至った。牙行とは仲立人のことであって、戦国時代から存在し、唐に及んで官許となり、宋元を経て明に至り遂に完備した制度が出来、清朝これを襲い、共和になって大いに変化したけれども、なお官許たるを失わない。彼等は物価の標準、課税の納入を司る外、売買の取締に任ずるものである。牙行が売買の仲立をするものは大取引であって、小取引に及ばず、外国貿易、海商取引、米、雜穀、牛馬の売買等を媒介するに止まるものであるが、清末になって、繭、魚など各種の取引にも牙行を置くことになった。牙行たるには、同業者および隣佑の連帯保証で届出で、布政使の允許を得、部帖すなわち戸部頒布の特許状を得て始めて開業できるのである。もし部帖を持たないで開業する者あれば嚴罰に処せられる。部帖の頒布は各省定額があって、妄りにこれを頒布する者あれば、これまた処罰せられる。したがって部帖は、日本の足利時代の座、徳川時代の組合の株

式と同様、非常な高価で売買せられる。』<sup>25)</sup>以上が牙行という仲立人の概要であって、政府からの特許を受け売買双方の間に立って価格を決定し仲介料を取って財をなした。彼等は政府の特許を抛り所としたことがその特徴であり、唐代からギルドを作り、特定の業種について中国内外の貿易を壟断した。したがって中国ギルドも官憲の特許に依り成立したものもある訳になる。

つぎに専売制度について、「中国政府は、抑商主義を採ったけれども、主として収入の目的から、専売制度を行い、塩、鉄、茶、酒、礬（染剤や薬用に用いる）などの如く、国内に需要が多くて、製造販売の管理が面倒でないものを選んだ。製造から運輸を経て販売に至るまで、政府が自らその局に当ることもあるが、おおむね販売の一部を商人に允可したので、牙行と同様な特許商を打出した。彼等は重要商品の専売に従うゆえ、たちまち巨万の富を致し、また支那の習慣に基づき組合を作るので、有力なギルドが発生することになった。』<sup>26)</sup>「専売制度の整備したのは宋である。宋では一定地域の産塩は一定地域で販売される法を立てた。これを行塩と名づける。行塩の法には官売、通商、鈔法の三種がある。官売は官から直接消費者に売るのであって、通商は官から塩商に払下げ、塩商からさらに消費者に販売するのである。鈔法は通商と異ならないが、ただ官より鈔引すなわち特許状を塩商に下付する点だけ違っている。この方法は茶の専売に適用されたのみならず、後の専売法の模範となった。それで通商、鈔法に依る、有力な塩、茶特許商の組合すなわち行が成立することになった。元明ともに宋の鈔法に倣い、塩、茶両商に特許状を交付して販運せしめた。（清になって若干の修正を加えたが、基本は同じである。）これらの方法に依る塩商は、一定地域において人生の必需品を専売する特権があるゆえ、莫大の利益を博し、家運殷富に赴き、高位高官を購い、紳商中第一位に居り有力なる塩業公所（ギルド・ギルドの会会所）を組織する。茶はその製造自由であるが、その販売に対しては、江蘇外九省において引（特許状）を茶商に授け、引を持たないで販売するものを処罰する。引には定額あり、妄りに増すことを許されない。広東貿易以来、茶の海外に輸出せられるものが多いので、茶商の富力と地位は塩商に次ぎ、勢力ある公所を組織した。』<sup>27)</sup>塩商、茶商もまた政府の特許状を根拠にして財を成し、強力なギルドを組織した特許商であった。

第三の特許商は、銭舗（両替店）および典舗（質屋）である。「清代には財政上の都合やら、警察上の取締から、特殊の営業に対し免許状を交付し、免許状を有せざる者には営業を許可しなかった。……清代には北京において銭舗の開設につき免許主義を採った。銭舗を開設せんとする者は、かつて他舗を保証したことの無い同業者四名の連環保証をもって、大興、宛平両県に出願し、さらに順天府と歩軍統領衙門に報告し、その許可を得て始めて開設することを許される。もしその許可なくして開設すれば厳罰に処せられる。清末になって定額の外、復た銭舗の増設を許さないことになったので、徳川時代の組合の株式の如く、高価を以って売買譲渡されることになった。漢口その他においてもまた免許主義を採っていた。彼等は経済界に相当

の勢力があって、何れもみなギルドを組織している。」「典舗を開設せんとするものは、同業の保証を以って地方官に届出で、地方官より更に本省の布政使に申告せられ、戸部頒布の特許状を受けるのである。上海地方においては、老舗の前後左右一百軒（一軒は营造尺、一丈四尺）以外でなければ新舗を開設することを許可されなかった。……その経営者はいずれも儼然たる紳商に係り、その社会上の地位も亦塩商と拮抗する。……各地みな堂々たる典業公所を建て、質屋業ギルドを組織する。」<sup>28)</sup>

政府との関係を取り上げれば、政府は、上に挙げた特許商に関し一々本則や細則を設け、免許状を持たない者の営業を禁断して特許商の利益を保護し、また特許商が独占権を悪用し、横暴を働き、奇利を占めて世人を苦しめないよう干渉する。その他不完全ではあるが、警察上の取締りや、海陸貿易や、度量衡、貨幣、売買、貸借その他の商工行政に若干の規定を設けて、産業に関して保護干渉を試みている。<sup>29)</sup> 中国官憲が特許商ギルドに保護を加えその独占を認めるのは、その重要な一原因は収入を得たいことに存する。特許商は、特許による利益を得る一方で、官憲から相当の負担を強いられている。特許商が部帖を受領するにつき、莫大な免許料を納入するばかりでなく、年々少なからぬ営業税を支払わなければならない。この外、雑款といって公式、非公式な大小無数の付加税、手数料を奉納させられる。清代、長蘆（直隸省）塩商の賦課された雑款について、これを略記すると、育嬰堂（孤児院）、書院、義学（義捐によって設立され学費を取らない学校）、擡槍（鉄砲）、参価などの項目がある。これらの費目は別段、塩税と関係のないものである。太平天国の乱（1851～1864年）のとき、政府が擡槍を製造し、経費の若干を塩商より寄付したことがあったので、もはやその必要がなくなってもなお擡槍費として徴収される。太平天国の乱より数十年以前において、塩商が政府の財政上の都合で、人参の買上げを命ぜられたことが例となって、以後、些少の人参を交付されることなく、永久に参価を迫及されるのである。更に甚だしいのは帑利という負担である。かつて国帑（国庫）充溢したとき、塩商は強制的に三百万両を貸付けられ、一割の利子を付して返還したことがあったため、未来永劫、帑利という名目で少なからぬ銀子を奉納しなければならなくなった。塩商がかくの如き無数の失費を忍ぶものは、実に独占の利益が巨大であったためであることは言うまでもない。<sup>30)</sup> 以上のように、官許の専売特許権を賦與された商人のギルドは政府の保護と独占権を受けると同時に、政府の付加税徴収の要求に応じ、両者の関係は相互に依存した切り離せぬ関係にあった。特許商ギルドについては根岸のこの見解が妥当であろう。

上記のギルドは業種の限られた特許ギルドであった。巨商であるからその影響は無視できないが、しかしながら、一般の特許に与らないギルドと同様に扱うことはできない。一般のギルドと政府との関係は、ギルドが自治的団体であるがゆえに、緊密な相互依存の関係にあったのではないとみられる。ただ、自治的団体であっても、政府との若干の関係は免れない。ギルドは通常、完全な武力や警察権を備えていないのであるから、政府の保護を仰がねばならない場

合もあり、またなんらの人為もない楽土・理想郷に住んでいるのではないから、完全に専制国家の法令を離れて生きるわけにもゆかない。まず卑近の点から述べてみると、会館や公所（ギルドの会合所）を設置するに当り、法規に従い届出を済ませた後、土地を購い家屋を建てるのである。工事中、無頼漢の略奪を防ぎ、竣工後所有権の確定や、土着民の闖入を免れるため、往々官憲の保護を受ける。丙舎（組合員の柩を安置する屋舎）や義塚（経済的理由などで故郷に届けられない無縁仏の墓）など慈善的、公益的の性質を帯びた土地に対し免税を求めるには、特別に官憲の詮議を仰がなければならない。また、あらかじめギルドが制定した章程や行規を官憲に届出でその允許もしくは諒解を仰ぐものもある。これはギルドの規則に異議を挿む会員を圧伏し、該規則を会員外のものに適用するにつき、允許があるか否かは関係があり、また訴訟の起った際に、官許さえ得ておれば該規則を採択せしめることが容易であるからである。従って晚清各地のギルドでその規則を地方官庁に届出で、その官許文を石に勒し、これを構内に建てて置くものも少なくなかった。<sup>31)</sup>しかし上述のモースの見解からでも知りえるところであるが、ギルドでは紛争の起ったとき先ずギルド内の調停に委ねるのが原則で、調停が不調に終わったときにのみ、官憲に訴えることが許されるのである。根岸も認めるように、ギルドの調停を仰がないで、これを官憲に訴えることは、越訴と名づけて禁止されている。また、政府側からは公式、非公式各種の課税、手数料の取り立て、御用金および徭役の申しつけなどのためギルドを一団体として承認する必要があったが、ギルド側からしてみれば、一方的な賦課であって何等保護利益を受けるものではない。さきのような事例以外に一般のギルドは通常、政府とは互助的な接触はないと見られ、両者の関係はほぼ一方的なまた必要最小限のものであったと判断せざるをえない。

## 五、ギルド統制と制裁、事業独占：根岸信

ギルドの規約はどのように運用されたのか。ギルドはその規約をして、政府法令のように空文に帰せしめないように努力し、ひとたびこれに違反するものあれば、必罰緩める所なしという有様であったようである。しかし礼を重んずる国のことであり、同胞の誼みのあるものを罰するのであるから相当斟酌する。もし違反者のあった場合には、事件の大小に従い董事（理事）一人で処分することもあり、あるいは長老を集めて処分方法を議することもある。罰が定まったときは伝單と名づける一片の告示文を印刷してこれを組合内に配布し、衆人をして普く知悉せしめ、犯則者に悔悟を促すと共に、一般人をして覆轍を踏まざるように警戒せしめる。刑罰は簡単なものは、あるいは十皿、二十皿の宴席を罰課し、あるいは芝居を罰課し、あるいは銀を罰課する。その罪の最も重いものが除名である。除名のときはギルドと犯則者とが絶縁することになるのであるから、何等仮借する所なく、中国人一流の厳しい態度でこれに当る。除名

される者の罪案を衆人に公示し、組合員にこれと取引することを禁止する。もし友誼上、彼と取引する者あれば、これも厳罰に処する。マクゴワンに抛れば、組合員は除名したことに満足せず、暴行を加え、往々打殺することもあるという。組合から除名された者は、厳峻な排斥に遭い衣食の途を失うばかりでなく、生命の危険さえあり、しかも何れに向って保護を求める所もなくなるのである。

ギルドのもう一つの武器はボイコットである。ギルドはこれを以って組合員を制御するばかりでなく、組合員以外の者や官憲に対抗する。マクゴワンは、「会員以外の者に対し、ボイコットを為すことを明示した規定は一つもない」と言っているが、上海雜穀業公議や同茶業會館規條において、ギルドの利益を害した組合員以外の者に対しボイコットを行う旨、記載している。<sup>32)</sup>

このような除名、ボイコットを効果あらしめるには、ギルドの事業独占を前提としなければならない。ギルドは、各自の利益を保護増進することを以って、主要の目的とするものである。而してこれが目的を達成する捷徑は、各自従う所の事業をギルド員だけで独占し、事業の妨碍となるべきものを排除し、自由に行動の出来るようにすることに存する。中国においては特許商の外、法令で事業の独占を認めていないが、個々のギルドは種々の方法で事業の独占を企てている。その露骨なものになると、規約内に事業独占の方法を明記したものがある。その一は、組合以外のものと取引しない規定であって、上海油荳餅業議整新規には「各店罰金支払の爲め保証金を納むべく、若し納めざる時は組合員にあらざると見做し、組合員より貨物を買取することを許さない」とあり、また同糖業公所の廻文に、「公所に加盟せざる者に対しては、一切取引せず」とあるのがその例である。その二は、相互の競争を避けるために売買価格などを協定することであって、上海南貨（中国南方特産の食品である海産物、干し竹の子、ハムなど）同業行規に、「卸売小売陸揚運搬費等、議定の価日に準ずべし」とある。手工業組合においては同業者の競争禁止のことがやかましく、単に製品価格の協定に止まらず、職工徒弟の賃銭、夜業の開閉、原料および製品の標準についても協定をなしている。その三は、徒弟の年期や人数を制限することであって、組合員の人数を制限し、少数者の手で一定の事業を独占せんとする趣意から出たもので、手工業ギルド規約の眼目となっている。もしこれらの規定に違反する者あるときは、組合員であれば直ちに厳罰を課し、組合員外であれば百方妨碍を加え、官憲もまたこれを黙許したようである。<sup>33)</sup>

以上の方法で、各ギルドは事業の独占を実行に移し、規約を守るギルド員への保護と同時に、それを破るギルド員への罰則によって統制を行うことが出来、少なくとも清末まではギルド統制はほぼ貫徹されたものと考えられるのである。

## 六、むすび

諸説を検討してきたが、政府との関係は、特許商を特別な存在とすると、一般の特許を受けないギルドは、政府からのごく一部の保護を除いて、日常的には業務上、保護と言い得るものは無かったと看做してよいと思われる。政府の保護なくしてギルド共同利益の維持、ギルド員の平均的生存を維持するためには、各個のギルドによる内部統制が不可欠であった。そのために規約が作られ、それへの服従が求められたのである。規約違反に対する罰則の規定はかなり厳しく守られた例が少なくないのである。その最高の罰則はギルド追放であった。すなわち生活の路を断たれ、生存に関わる問題であったのである。ここにギルド統制の有効性が保証されていた根拠をみることができる。

本文の資料は『支那経済全書』等、主として清末までの資料に基づいており、ギルド統制の有効性が確認できるのは、いまのところ、この清末までとしておきたい。清末以後、海外との貿易が発展し、国外から資本主義機械生産による大量の商品が安価で入ってくると、ギルドの決定した価格の維持等に影響を及ぼし、ギルド統制も従来のように機能を発揮できなくなっていったことも考えられる。これ以後のギルド統制の弛緩もしくは崩壊過程の有無については今後の課題としたい。

## 註

- 1) 大谷孝太郎「支那ギルドの研究」『支那研究』（東亜同文書院支那研究部[編]）、30号別刷、1933年、275-290頁。
- 2) H・B・モース著、増井経夫訳『支那ギルド論』東京、生活社、1939年（原著1909年）、全126頁。34-36頁。
- 3) H・B・モース前掲書、37-38頁。
- 4) H・B・モース前掲書、24-25頁。
- 5) H・B・モース前掲書、29-31頁。
- 6) 『歴史研究』2003年第2期、155-174頁。清水の論文は、1985年、台北『食貨月刊』に中国語訳が掲載されたが、朱英氏は点検した多くの大陸の学者のギルド研究論文は一つとしてこれを参照していないと、慨嘆している。
- 7) 清水盛光「旧支那に於けるギルドの勢力」『満鉄調査月報』第16巻第9号、1936年9月、1-68頁。
- 8) 清水前掲論文、8頁。
- 9) 清水前掲論文、11-12頁。
- 10) 清水前掲論文、22-23頁。

中国近代ギルド研究の論点

- 11) 清水前掲論文、27頁。
- 12) 清水前掲論文、35頁。
- 13) 清水前掲論文、36頁。
- 14) 清水前掲論文、39頁。
- 15) 清水前掲論文、40頁。
- 16) H・B・モース前掲書、42-43頁。
- 17) 仁井田陞『中国の社会とギルド』東京、岩波書店、1951年初版、1983年第二刷、全289頁。31-32頁。
- 18) 清水前掲論文、51頁。
- 19) 清水前掲論文、48頁。根岸佶『支那ギルドの研究』東京、斯文書院、1932年、全442頁。269頁。仁井田前掲書、179頁。
- 20) 東亜同文会編『支那経済全書』東京、東亜同文会編纂局、1907年、(在上海東亜同文書院調査)。
- 21) 清水前掲論文、50頁。『支那経済全書』第二輯、652、694、689頁。
- 22) 清水前掲論文、53-54頁。『支那経済全書』第二輯、660、655、669頁。同、649、645、655頁。
- 23) 清水前掲論文、55頁。
- 24) 根岸佶『支那ギルドの研究』、210-211頁。
- 25) 根岸前掲書、212-214頁。
- 26) 根岸前掲書、214頁。
- 27) 根岸前掲書、214-217頁。
- 28) 根岸前掲書、217-219頁。
- 29) 根岸前掲書、219-220頁。
- 30) 根岸前掲書、222-223頁。
- 31) 根岸前掲書、220-221頁。
- 32) 根岸前掲書、250-251頁。
- 33) 根岸前掲書、252-253頁。

(りんばら・ふみこ 外国語学部教授)